



栃木県公報

平成26年
3月31日(月)
号外
第34号

目次

企業局

○栃木県企業局組織規程の一部改正	1
○栃木県企業局企業職員の職の設置に関する規程の一部改正	1
○栃木県企業局行政財産使用料規程の一部改正	1
○栃木県企業局公舎管理規程の廃止	2
○栃木県企業局処務規程の一部改正	2

企業局

栃木県公営企業管理規程第二号

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局組織規程（昭和三十二年栃木県電気事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項の表栃木県今市発電管理事務所の項所掌事務の欄に次の一号を加える。

五 再生可能エネルギー等による電源開発の企画調査に関すること。

附則

この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第三号

栃木県企業局企業職員の職の設置に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員の職の設置に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の職の設置に関する規程（昭和三十二年栃木県電気事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表出先機関の部中

所長補佐
副主幹

を

所長補佐
支所長補佐
副主幹

に改める。

附則

この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第四号

栃木県企業局行政財産使用料規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局行政財産使用料規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局行政財産使用料規程（昭和三十二年栃木県電気事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「105」を「108」に改め、同表備考第二項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この管理規程の施行前に許可を受けて栃木県企業局行政財産を使用する者の当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。

栃木県公営企業管理規程第五号

栃木県企業局公舎管理規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局公舎管理規程を廃止する管理規程

栃木県企業局公舎管理規程（平成六年栃木県公営企業管理規程第十七号）は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県公営企業訓令第一号

本 庁
発電管理事務所
水道事務所

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局処務規程（昭和四十五年栃木県電気事業訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 2 本庁関係財務関係事項(1) 一般的事項の表三の項第八号中「社団法人栃木県建設業協会」を「一般社団法人栃木県建設業協会」に改め、別表第一 3 本庁関係特定事項(1) 経営企画課の表中十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項を十三の項とする。

別表第二 2 出先機関関係財務関係事項の表三の項第二号中「社団法人栃木県建設業協会」を「一般社団法人栃木県建設業協会」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経営企画課)